明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令（**総務**六七）　一
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九九）　二
○医療法施行規則の一部を改正する省令（**同**一〇〇、一〇一）　四
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（**農林水産**五七）　二
〔告　示〕
○電波の有効利用の程度の評価に関する基本方針を定める件の一部を改正する件（**総務**三一八）　三
○労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（**厚生労働**三〇九）
○放射性医薬品基準の一部を改正する件（**同**三一〇）　一九
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により農林水産大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件（**農林水産**一四八九）　三
○農薬を登録した件（**同**一四九〇、一四九一）　三
○農薬を再登録した件（**同**一四九二）　四
○農薬の登録が失効した件（**同**一四九三）　六
○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件（**経済産業**二二六）　二六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
特定計量器型式承認、平成二十九年度公害防止管理者等資格認定講習関係　二六
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二及び法第七十三条第四項で準用する法第六十四条の二の届出関係　二六
会社その他
会社決算公告　二六

省令

○総務省令第六十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十七日　総務大臣　野田　聖子

電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令

（電波法施行規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（権限の委任） **第五十一条の十五**　法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。 ［一～二の二の二　略］ 二の二の三　法第二十六条の二（第二項を除く。）の規定に基づく総務大臣の権限 ［二の三～八　略］	（権限の委任） **第五十一条の十五**　［同上］ ［一～二の二の二　同上］ 二の二の三　法第二十六条の二（第三項を除く。）の規定に基づく総務大臣の権限 ［二の三～八　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電波の利用状況の調査等に関する省令の一部改正）

第二条　電波の利用状況の調査等に関する省令（平成十四年総務省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（利用状況調査に係る周波数帯） **第三条**　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、総務大臣は、次に掲げる周波数帯については、毎年、利用状況調査を行うものとする。 一　設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局の使用する周波数帯	（利用状況調査に係る周波数帯） **第三条**　［同上］ ［新設］